

報道関係者各位

令和7年8月18日
山梨県県土整備部治水課
課長 山川 秀人
電話 055-223-1700 (内線 7300)

令和7年9月1日に横川他4河川を「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に初めて指定
～流域全体で浸水被害対策を強化～

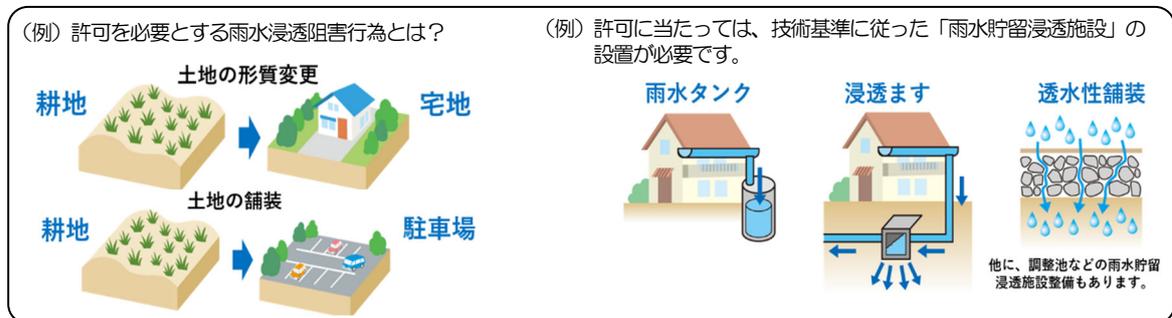
山梨県では、令和7年9月1日付けで南アルプス市・中央市に位置する、横川、八条川、西川、清水川、油川の5河川を「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に県内で初めて指定します。

この指定により、開発行為などによる流出量の増加を抑制し、浸水リスクを増やさない対策を求めることとなります。流域一体となった浸水被害の軽減に取り組む体制を強化し、地域の安全・安心の確保を図ります。

1 制度の概要

「特定都市河川流域」の指定により、以下のような規制が適用されます。

- ・宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の開発など、雨水の浸透を阻害する行為は、市長の許可が必要となります。
- ・許可にあたっては、雨水貯留浸透施設の設置などの対策工事が義務づけられます。



2 許可及びお問い合わせ先

雨水浸透阻害行為に関わる許可は各市長が行います。許可に関する書類の提出先は以下の通りです。

南アルプス市内に関すること：南アルプス市建設部 道路整備課

中央市内に関すること：中央市産業建設部 まちづくり推進課

3 資料

特定都市河川に関する詳細な情報は、山梨県公式ホームページをご覧ください。

(URL <https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html>)

問い合わせ先

県土整備部 治水課 流域治水担当

TEL:055-223-1702

Mail:chisui@pref.yamanashi.lg.jp